

支援決定基準（株式会社企業再生支援機構支援基準 告示）

- 有用な経営資源を有していること
- 過大な債務を負っていること
- 主要債権者との連名による申込みである、又は主要債権者から同意が得られる等の見込みがあること
- 3年以内に「生産性向上基準」及び「財務健全化基準」を満たすこと
 - ・「生産性向上基準」：自己資本当期純利益率の2%ポイント以上向上、有形固定資産回転率の5%以上向上、従業員1人当たり付加価値額の6%以上向上等のいずれかを満たすことが必要。
 - ・「財務健全化基準」：「有利子負債 \leq キャッシュフロー \times 1.0」、「経常収入 $>$ 経常支出」のいずれも満たすことが必要。
- 機構が債権買取り又は出資を行う場合、支援決定から3年以内に債権又は株式等の処分が可能であること
- 機構が出資を行う場合、必要性、ガバナンス（経営管理）発揮、メインバンク・スポンサー等の出融資等の見込み、投資資金以上の回収の見込み等を満たすこと
- 労働組合等との話し合いを行うこと

出典：内閣府